

質 疑 応 答 書

業務名 広島市認知症初期集中支援推進事業業務（増設分）

番号	仕様書頁等	質 問	回 答
1	基本仕様書 P. 4 9 家庭訪問及びチーム員会議実施について (1)ウ P. 5 10 業務実施に関する書類の提出(3)	【チーム員について】 本事業にチーム員として申請した職員以外の者が、訪問を行うことは出来ないのか（事業がスタートしてからメンバーを追加してもよいか。）。	支援対象者の状況により、必要に応じて、チーム員以外の医師・専門職等が家庭訪問に同行することは可能です。 また、事業開始後にチーム員が追加になった場合は、別途、本市が指定する様式にて、変更事業計画書を提出してください。
2	基本仕様書 P. 4 9 家庭訪問及びチーム員会議実施について (1)ウ	登録メンバー以外が訪問した場合は、事業費を請求することは出来ないのか。	チーム員以外の医師・専門職等が家庭訪問に同行した場合、当該訪問に係る経費を支出することは可能です。

(注) この質疑応答書は、仕様書の追補とみなす。なお、この用紙には業者名を記入しないこと。